

魅力あるまちづくり のために

～市町村合併～



平成14年5月

米 子 市

市民のみなさんへ

私は、米子市長として、そして県西部地域のリーダーとして、この鳥取県西部地域の将来のことを考えると、市町村合併は、今この機に絶対必要だと考えています。

なぜなら、国・地方を通じた厳しい財政状況の下で、必要な自主財源の確保や地方交付税の増額を見込むことが極めて困難な中で、少子・高齢化の進行に的確に対応し、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、現在の市町村の規模では限界があるからです。そして、それを市民の皆さんや地域住民の皆さんにお話するのが、いまの私の重大な責務であると考えています。

この地域に住み、働き、学んでいるすべての住民の皆さんに幸せになってもらうために、まず、私自身が市民の皆さんに説明し理解を求め、そして、西部地域の市町村ともよく話し合い、意を同じくする市町村と、力を合わせることによって、個性ある活性化やまちづくりを実現し、次の世代に夢と生きがいのある地域を残していきたいと考えています。

今後の市町村合併への取組について、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

米子市長

この冊子は、これまで米子市が参加してきた二つの合併研究会（鳥取県西部地域振興協議会合併問題等勉強会、米子市・境港市合併問題等調査研究会）の調査・研究結果を参考に作成したものであり、文書中に自治体の固有名称が出てきますが、現時点で合併の相手となる市町村を特定しているわけではありません。

鳥取県西部地域の将来像

米子市の人口と面積

米子市は、平成12年の国勢調査によると、人口は138,756人で、鳥取市より1万人程度少なくなっています。ところが、面積は約106km²で非常に狭く、鳥取市の半分以下しかありません。

では、米子市と境港市が1つになってみたらどうでしょう？

人口は175,599人で、鳥取市、松江市を抜いて、山陰で最大の市になりますが、それでも面積は、鳥取市の約半分、倉吉市の4分の3くらいしかありません。

では、鳥取県西部全体ではどうでしょう？

面積は約1,208km²でかなり広大になりますが、いわき市（福島県）という、もっと面積の大きな市があります。

区 分	人 口 (人)	面 積 (km ²)
米子市だけだと…	138,756	106.41
境港市とひとつになると…	175,599	135.16
鳥取県西部全体がひとつになると…	247,218	1,207.94
(参考) 鳥取市	150,439	237.20
倉吉市	49,711	174.50
いわき市	360,138	1,231.13

*人口は、平成12年国勢調査の確定値

豊富な地域資源

私たちの周りを見回してください、米子空港、重要港湾境港、米子道、山陰道、皆生温泉、国立公園大山、弓ヶ浜半島、ビッグシップ、水木しげるロード、夢みなとタワー、水鳥公園、とっとり花回廊、妻木畷田遺跡、上淀鹿寺跡、その他数え上げたらきりがありませんが、私たちが住んでいる地域には、鳥取市よりほんのわずかに広いだけの地域に、全国に自慢できる施設や観光地など、地域資源と言うべきものがたくさん集まっています。

特に、地方分権が進行した世の中においては、こうした地域資源をいかすことができるかどうか、まちづくりの大きなポイントとなります。

現在は、この地域共通の資源として、可能な範囲で活用されていますが、合併することによって、それぞれの市町村の垣根がとれ、これらが一つの市の資源になったとしたら…、今までと随分違ったまちづくりができるのではないのでしょうか。



地域の将来像

例えば、空を、陸、海を結ぶもっともっと便利な交通体系を考えることができますと思いませんか？自然環境に恵まれた丘陵地に文教施設や企業を誘致することが可能だとは思いませんか？県外からのお客さんに、市内の観光地だけで十分に楽しんでもらうことができるようになると思いませんか？中海や日野川の水をきれいに保つために上流部の森林に目を向けることができるようになると思いませんか？

こうしたまちづくりは、決して夢物語ではありません。

鳥取県西部地域は、これまでも、強力な連携と的確な機能分担いかによっては、人口20万人～30万人の都市に匹敵する実力を秘めていると言われながら、なかなかできないままで今日に至っています。それは、市町村の垣根というものがある限り、連携や機能分担には限界があるからです。

ぜひとも、合併によってそんな垣根を取り払い、地域の夢を実現させたいものです。



合併協議会

私たちの周りにある地域資源を活用すればいろんな夢を描くことができます。

では、具体的にどんな夢を描くのか？それは、まず合併の相手となる市町村を決め、合併協議会を設置し、そこでいろんな分野の人の英知を結集して作業がなされるべきものと考えています。

米子市では、早くこうした夢を描く作業にとりかかりたいと考えていますので、ぜひとも市民の皆さんの協力をお願いします。



QA
&

「市町村合併」とは、どういうことですか？

「合併」とは、2つ以上の市町村が1つの市町村になることをいい、その方式には「新設合併」と「編入合併」とがあります。方式は2種類ですが、単に市町村の枠を取り払うものではなく、合併前の市町村が持っていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有効に活用しながら、新しいまちづくりを行うことです。

今なぜ市町村合併なの!

魅力あるまちづくりを進めるために、今なぜ市町村合併を考えなければならないのでしょうか。2ページでお話した「地域資源を有効に使った新しい地域づくり」ということその他、次の3つの視点から合併の必要性を考えてみました。

地方分権の進展から見た合併の必要性

地方分権とは

地方分権とは、地方公共団体（県や市町村）の権限を増やして、それぞれの地域に合った施策を自分たちで決定し、自分たちの負担と責任で実行していくことです。

課題

- ① 地方公共団体の権限が増えることによって、新しい仕事や、より専門的な分野での仕事が増えてきます。
- ② 他の都市にはない、特色のあるまちづくりを主体的に進めるため、職員の政策立案の能力がより重要になってきます。
- ③ 時代の変化や住民のニーズに対応したまちづくりを進めるため、財政力を強くすることが必要です。

合併による課題の解決

- ① 必要な職員の確保や専門的人材の育成などを図り、地方分権の時代にふさわしい組織を整えることができます。
- ② 組織のスリム化や行政の効率化のほか、必要以上の投資を防ぐことによって、財政力を向上させることができます。

少子・高齢化の進行から見た合併の必要性

少子・高齢化の状況

日本全体の人口が増加から減少に変わろうとしている中で、米子市でも年少人口と生産年齢人口が減り、平成27年には4人に1人は65歳以上という高齢社会が到来すると予測されます。

	平成12年	平成27年
14歳以下（年少人口）	21,763人（15.6%）	→ 20,967人（14.5%）
15～64歳（生産年齢人口）	90,524人（65.2%）	→ 86,623人（60.0%）
65歳以上（老年人口）	26,470人（19.0%）	→ 36,547人（25.3%）

課題

納税者のほとんどを占める生産年齢人口が減ることにより、税収の伸びが期待できないばかりか、税収の減少につながります。

その一方で、高齢化社会を支える年金、医療、介護制度などの公費の負担が増大することになります。

合併による課題の解決

合併によって行政のスケールメリットを生み出し、できるだけ多くの住民の薄い負担で、制度を維持していくことが、住民の負担を増やすことなく、また行政サービスを低下させることなく財源を確保することにつながります。



合併は決まったことなのですか？

いいえ、決まっていません。

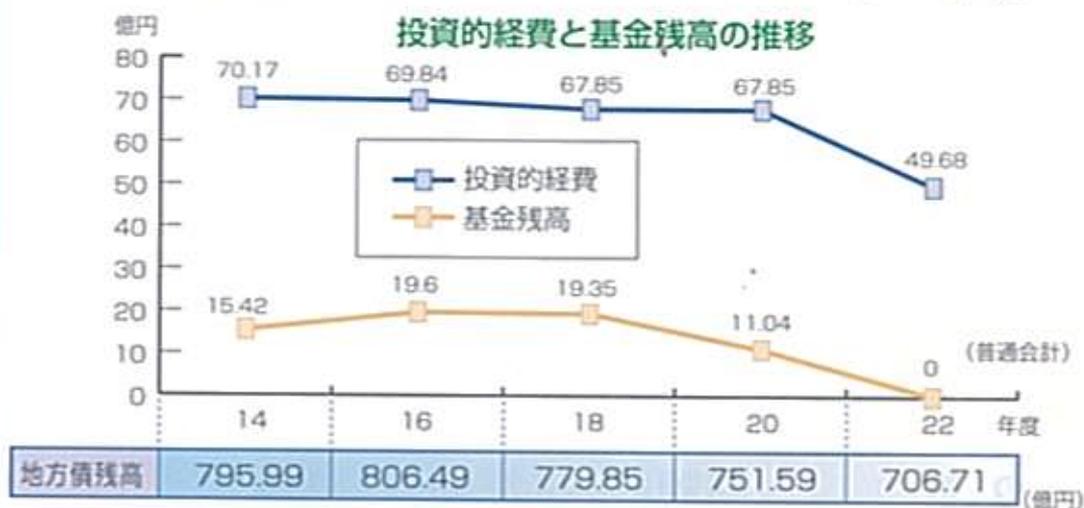
合併するには、まず、関係する市町村の議会で「合併協議会」の設置について議決することが必要です。そして、そこでの協議を経て、最終的には関係する市町村の議会の議決によって合併の是非が判断されることとなります。

国と地方の財政危機から見た合併の必要性

米子市の財政状況の現状

福祉・教育などのサービスや人件費など必ず必要とされる経費が増えていく中で、地方財政を支える税収の伸びは期待できず、また、国の構造改革による地方交付税の見直しが必至であるなど、これまでどおりの地方財政運営を行うことは非常に難しくなって来ています。

米子市も毎年度基金を取り崩しながら、なんとかやりくりしていますが、平成22年度には基金もなくなり、投資的経費は、通常年度に比べてほぼ半減することになります。



* 投資的経費とは、学校建設や道路整備など主として建設事業にかかるお金のことです。

* 基金残高：財源不足を補う財政調整基金と、債務返済のための減債基金の合計の推移です。

課題

現行の地方財政制度では、自治体を運営する財源は、税金のほか国からの補助金や地方交付税が主となっています。ところが国の構造改革による公共事業費の削減や地方交付税制度の見直しによって、これまでどおりに国が地方財政に手厚い支援をしてくれることは期待できなくなり、財政的にも自立することが求められています。

しかしながら、税収等の独自の財源が増える見込みもなく、このままだと、行政サービスの維持のために、市民のみなさんに新たな負担をお願いするか、行政サービスを縮小するか、どちらかを選択してもらうことになってしまいます。

合併による課題の解決

合併後15年間の財政支援措置期間で、社会資本の整備や行政の効率化を図り、強い財政力を養い、時代の変化にも的確に対応することのできる力強い自治体をつくることとなります。

合併の効果① 行政組織の効率化

合併のもたらす大きな効果のひとつに行政組織の効率化ということがあります。周辺の市町村と合併した場合に、現在の行政サービスの水準を落とすことなく、どの程度の行政組織の効率化が図られるのでしょうか？

「西部14市町村」が合併した場合と「米子市と境港市」が合併した場合を例にお話しします。

(合併研究会報告より)

区 分		西部14市町村 が合併した場合	米子市と境港市 が合併した場合	摘 要
市町村長等の特別職		市長、助役、収入役、教育長等の減少		
議 員	合併前	232人	50人	合併前の議員数は、各市町村の条例定数の合算
	合併後	38人	34人	合併後の議員数は、新市の人口に対する議員数の上限
職 員	合併前	2,291人	1,178人	平成12年4月1日現在の職員数の合算
	合併後	1,741人	1,128人	新市の人口に類似した都市の職員数により算出
そ の 他		教育委員会等の委員、外郭団体等の整理が可能		

*議会の議員の定数・在任の特例について

合併によって議員の数は減ることになりますが、急に減ってしまうことをさけるため、合併後、直ちに選挙を行う場合は、法定定数の2倍までの議員を置いたり、合併前の旧市町村の議員全員が2年以内の間に限ってそのまま議員を続けることができるなどの特例があります。



議員の数が減ることによって市民の声が行政に反映されにくくなりませんか？

議員の数は減少しますが、これからの「地域づくり」は、市民の皆さんと行政の協働により取り組んでいく必要があります。

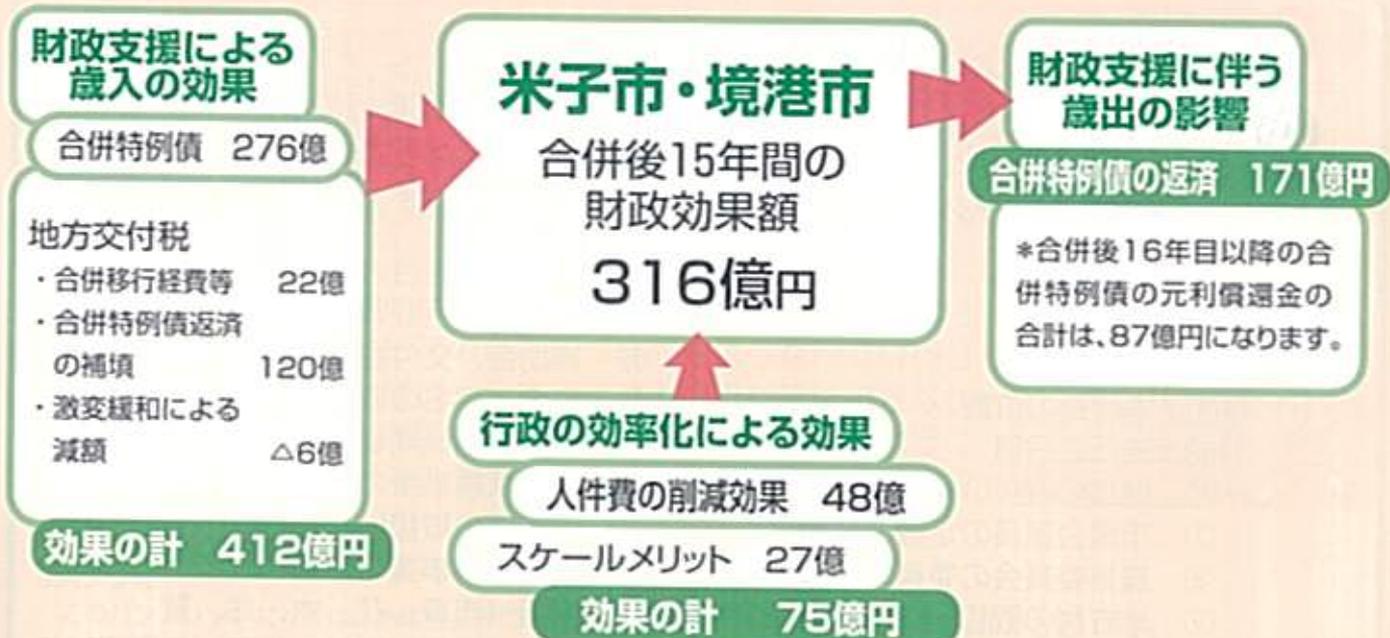
新市においても、情報公開や積極的な情報提供により、市民の皆さんと行政情報を共有し、施策が決定されるまでの間に広く意見を求めるような仕組みを作っていくことが必要だと考えています。

合併の効果② 財政力の強化

合併後15年間は、国から様々な財政支援措置が受けられ、新たなまちづくりのための財源として活用することができます。合併後15年間の財政効果がどの程度あるのか「西部14市町村」が合併した場合と「米子市と境港市」が合併した場合を例にお話しします。



- (注) 1 合併の財政支援措置は、合併後15年間の期間しかありません。その間の財政支援措置だけに頼るのではなく、より一層の行財政基盤の強化に努め、将来にわたって暮らしやすい魅力ある地域の基礎を築かなければなりません。
- 2 合併後16年目以降は、地方交付税の減額(年間60億円)、合併特例債の償還などがありますが、行政の効率化による効果(年間75億円)で、一定の財源の確保ができます。
- * 財政支援措置を定めた「合併特例法」は、平成16年度末が失効期限となっており、それ以降の市町村合併には財政支援措置はありません。



- (注) 合併後16年目以降は、地方交付税の減額(年間2億円)、合併特例債の償還などがありますが、行政の効率化による効果(年間6.5億円)で、一定の財源の確保ができます。

合併後15年間の財政効果額の見方(西部14市町村)
財政支援による歳入の効果の計(913億円) + 行政の効率化による効果の計(798億円) - 新たな事務による支出の増加(39億円) - 財政支援に伴う歳出の影響(434億円) = 1,238億円
(米子市・境港市の効果額316億円は、同様の計算方法で数値を入れ換えて算出します。)

合併の効果③ その他

合併によって期待できる一般的な効果の主なもの

- 小・中学校の通学区域について、旧市町村の枠を越えた見直しができる。
- 重複投資が避けられるだけでなく、従来に比べ大規模で質の高い施設が整備できる。
- 文化施設、体育施設、福祉施設などの公共施設の利用の幅が広がる。
- 広域的な視点からの重点的、効率的な投資が実現できる。

合併協議会Q&A

Question 合併協議会とは？

Answer 合併の是非を含めて、合併に関するあらゆることを協議する場所で、合併特例法によって設置することが義務づけられています。

協議会は、合併関係市町村の首長、議員、行政職員、学識経験者等で組織し、まちづくりの基本方針などを盛り込んだ「市町村建設計画」を作成するほか、合併の方式や期日、新市の名称や庁舎の位置などを決定します。

Question 合併協議会を設置するにはどうするのですか？

Answer 設置するには、関係市町村のすべての議会での議決が必要です。

Question 合併協議会ではどんな協議をするのですか？

Answer 合併に当たっては、関係市町村の行政サービスや住民負担の水準を統一させるための調整など、あらゆる分野での調整が必要となってきます。

一般的に調整が必要とされる主なものは次のとおりです。

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| ① 合併の方式 | ⑪ 一部事務組合の取扱い |
| ② 合併の期日 | ⑫ 使用料、手数料等の取扱い |
| ③ 新市の名称 | ⑬ 補助金、交付金の取扱い |
| ④ 本庁舎の位置 | ⑭ 町名・字名の取扱い |
| ⑤ 支所の設置 | ⑮ 国民健康保険事業の取扱い |
| ⑥ 財産の取扱い | ⑯ 介護保険事業の取扱い |
| ⑦ 市議会議員の定数と任期 | ⑰ 消防団の取扱い |
| ⑧ 農業委員会の委員の定数と任期 | ⑱ 各種事務事業の取扱い |
| ⑨ 地方税の取扱い | ⑲ 慣行（市章、花、木、鳥、歌
憲章、宣言、行事）の取扱い |
| ⑩ 特別職、一般職の身分の取扱い | |

私たちの暮らしは変わるの？

市町村合併によって私たちの暮らしはどう変わるのでしょうか？

市民の皆さんの負担や行政サービスがどうなるかということについては大変気になるところですが、これらをどうするかは合併の相手方が決まり、そこで設置された合併協議会において協議されることとなります。

このため、現時点で具体的な例を掲げることは難しく、ここでは一般的な例を中心にお話しします。

本庁舎までの距離が遠くなり不便になるのではないかな？

合併後も、それまでの市役所や町村役場は、新市の支所や出張所として使われ、住民票の写しや印鑑証明の交付などの窓口サービスは、合併前と変わりなく受けられるものと考えています。



本庁舎のある地区だけが発展し周辺部が取り残されるのではないかな？

新市全体の発展という見地から、周辺部の住民の意見も十分にとり入れたまちづくり計画（市町村建設計画）を作成することになります。また、合併後、旧市町村の区域ごとに置くことができる地域審議会で、新市のまちづくりに対して意見を述べたり、地域間でバ



ランスのとれたまちづくりが実施されているかをチェックしたりすることができますので、周辺部が取り残されることはないものと考えています。

*地域審議会とは、合併前の市町村の区域を単位として設置されるもので、新市の施策に関して市長から諮問を受け、また、その地域の振興策等について市長に意見を述べることができる機関です。

税金等の負担が大きくなるのではないかな？

合併する前の市町村で異なっている税金や使用料等の負担や行政サービスの水準をどうするかは、「合併協議会」で協議されることになっていますが、それらを統一したことによって増大する経費については、特別交付税による財政措置がされることとなっています。

職員の数が増え行政サービスの細やかさが失われるのではないかな？

職員の削減は、一般的に重複する管理部門を中心に行うこととなります。行政サービスの低下につながるような削減は行うべきではありません。逆に、今まで単独の市町村ではできなかった専門の職員や専門部署を置いたりすることができるようになりますので、サービスの質をより向上させることができるものと考えています。



おわりに

このパンフレットだけでは、市町村合併についてまだまだわからないことがたくさんあると思います。できるだけ早く、関係市町村と協議する場を設置し、市民の皆さんに地域の将来の姿をお示していきたいと思ひます。魅力ある地域をつくるために、市民の皆さんからのご意見やご質問をどんどんお寄せください。

